

随意契約理由書

件名	豊中市立原田南学校給食センター運営・維持管理事業 モニタリング等支援業務委託
契約の相手方	株式会社日建設計総合研究所大阪オフィス
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約理由	<p>令和元年9月から給食の供用を開始した原田南学校給食センター運営・維持管理業務（以下、「運営・維持管理業務」という）に係り、今回委託する「原田南学校給食センター運営・維持管理業務モニタリング等支援業務委託」（以下、「本業務」という）の内容は、事業者が豊中市の求める要求水準書に基づき実施する業務及び作成する図書等について、要求水準書を満たすために十分であり、関係法令等を遵守しているか監視する業務を専門的見地から支援するものです。</p> <p>平成26年度からの当センター整備運営事業については、優先交渉権者を決定し業務に着工するにあたり、一般競争入札で上記業者に決定し、平成27年度以降も継続した業務内容となるため、上記業者と引き続き随意契約を締結しています。</p> <p>今年度も、当センターの「運営・維持管理業務」を行うにあたり、当該事業者は、整備運営事業の当初から事業者の募集・選定に係る基準や手法の整理、アドバイザー業務、モニタリング等支援業務を行っており、建設当時の取り決めや交渉内容等、過去からの経緯を熟知している。当該支援は、15年間という長期の契約に対するモニタリング支援であり、年度をまたぐ事業者との協議案件も存在し、市職員の異動も激しい中、継続した方針によるモニタリング支援が必要となる。事業者が変わると方針も変わる可能性があり、かえって不利益となる場合も考えられる。また、従来からの経緯があつての契約金額となっており、入札を行っても必ずしも金額が低減するとは限らない。</p> <p>従って、当市の要求水準書や整備運営事業者の提案書への理解、本事業に対する当市の意向等、当該契約において要求される知識等を有していることから、円滑かつ適切な業務の確保は当該事業者でしかできないため。</p>
備考	